

## コミュニティバス検討にあたっての会議体について

コミュニティバスの検討にあたっては、既に、平成 26 年に設置している地域交通検討会において議論を進め、その後、道路運送法に基づく地域公共交通会議を立ち上げ、議論を重ねながら検討を進めていく。

### ○ 地域交通検討会

- ・ 設置要綱 H26.2.7 決定
  - ・ 構成委員 12 名
    - 学識経験者 2 名
    - 交通事業者（バス：都・東急・京急） 3 名
    - 交通事業者（タクシー協会） 1 名
    - 住民または利用者の代表 3 名
    - 交通管理者 1 名
    - 道路管理者 1 名
- 区 都市環境部長
- その他交通検討会が必要と認めるもの

### ○ 地域公共交通会議

#### 道路運送法施行規則

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者